

17. いじめ問題対応

1 組織的対応の基本的な考え方

大前提：いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、校長をトップとするいじめ問題対策チームを常設し、外部機関と連携しながら迅速かつ確な対応を行う。

- (1) いじめ問題はチームで対応する。
- (2) いじめ対策は校内同一歩調で取り組む。
- (3) いじめの早期発見、早期対応に努める。
- (4) 該当の学級担任を学校全体で支える。
- (5) 「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を対応プロセスの基本とする。
- (6) 時系列に沿って、経過の記録を残す。

2 「いじめ問題対策チーム」の設置について

(1) 目的

いじめの早期発見、早期対応に向けて平時からいじめの問題に備える。いじめの発見時には迅速かつ組織的な対応をとる。

(2) 構成（教育支援委員会メンバー）

校務分掌においては、指導課から独立し委員会組織扱いとして組織図に位置づける。

校長、教頭、生徒指導主事、コーディネーター、養護教諭、担任が委員となり、必要に応じて外部関係者（いじめ対応アドバイザー）を加える。

(3) 機能・役割

- ① いじめ対策の全体計画の検討・実施・確認・点検
- ② 教職員の共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者に対する情報発信と意識啓発
- ④ 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- ⑤ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示
- ⑥ 重大案件への対応
- ⑦ ケース記録の集積

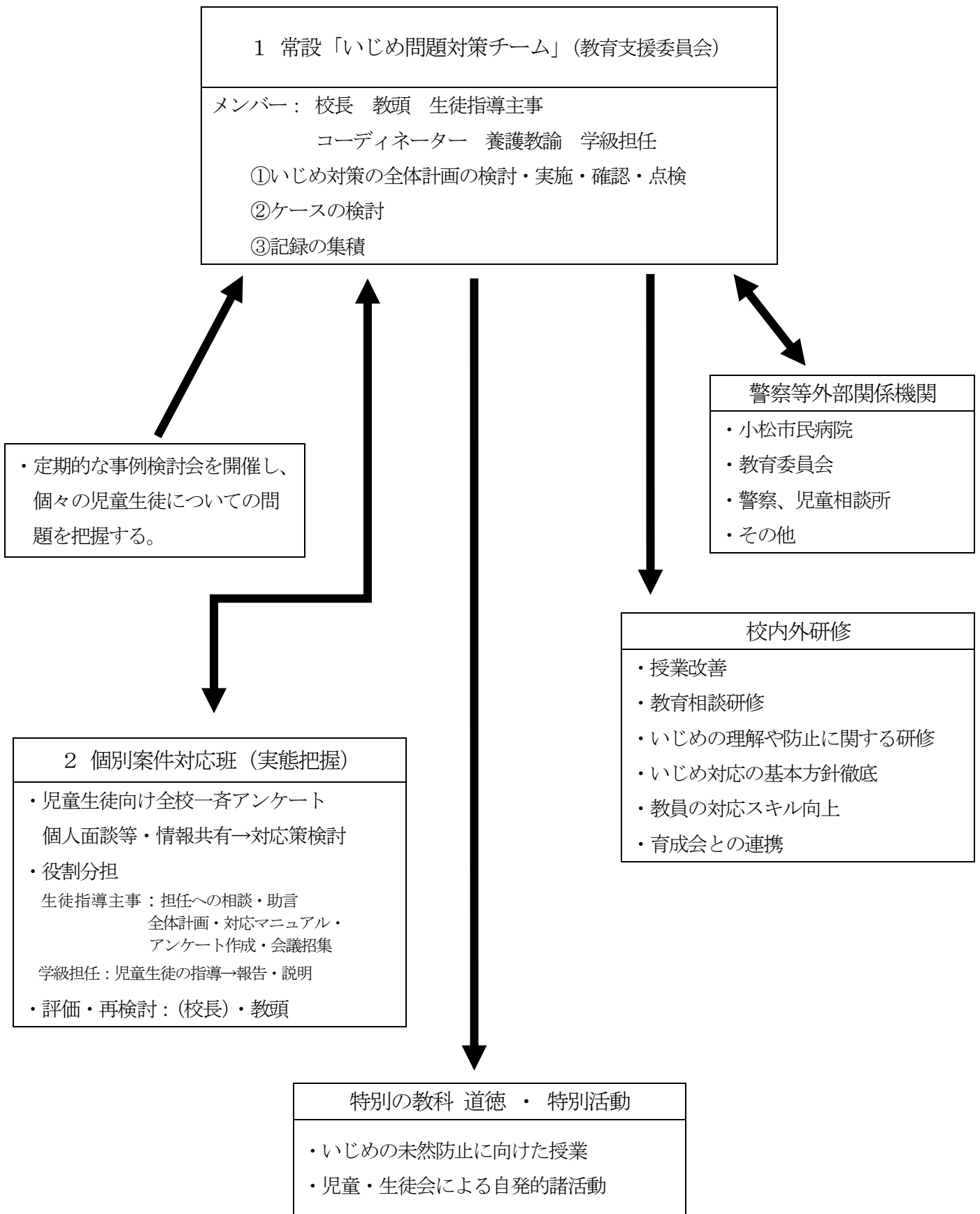
3 「いじめ対策チーフ」について

(1) いじめ問題について組織的に対応するための分掌であり、生徒指導主事が兼務する

(2) いじめ対策チーフの業務

- ・校長の命を受け、組織的対応の視点を持っていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画や対応マニュアルを立案する。
- ・いじめ対策会議の運営と、会議結果の全職員への周知を行い、いじめ問題の全校同一歩調を推進する。
- ・個々の事例に関わる教職員（例：担任）への相談や助言、相談員、その他関係者との連絡調整を行う。
- ・ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

4 組織的対応図



5 本校におけるいじめ認識の件数

令和元年度、本校におけるいじめの認知件数は0件でした。